

調 査 結 果

特 定 有 害 物 質 の  
取 扱 事 業 場 の 設 置 状 況  
そ の 他 の 土 地 の  
利 用 の 履 歴

対象地は、隅田川改良工事の第三期工期の付帯事業として、昭和初期に造成が完了した。  
昭和30年代後半から平成26年までは、物流倉庫、貨物線の線路等が存在したが、現在は更地である。  
①敷地内北側には、平成14年から平成27年まで、物流倉庫（東洋埠頭（株）東京支店1号倉庫）がPCB機器保管庫として存在していたが、都環境局へのヒアリングより、保管されていたPCB機器は江東区に移動されていることを確認したとともに、過去に漏洩事故がなかったことを確認したことから、土壤汚染の恐れはない。  
②敷地内南側には昭和47年から平成30年まで、物流倉庫（東洋埠頭（株）東京支店1号倉庫）が指定作業場の燻蒸場として存在していたが、中央区へのヒアリングより、燻蒸に使用したのは臭化メチルガスであり、特定有害物質の使用等ではないことを確認したことから、土壤汚染の恐れはない。  
③平成30年より選手村ビレッジプラザ整備工事において基盤工事及び建築工事が行われ、令和3年の東京2020大会時には選手村ビレッジプラザとして利用された。現在は解体され更地となり、令和4年3月1日に中央区が土地を取得した。  
以上の結果、対象地内において有害物質の取扱事業所は存在していたものの、漏洩事故は無く、適切な対応を行っているため、土壤汚染の恐れはないものと考えられる。  
なお、土地の改変時及び搬出先において、外観、臭気等により土壤に異常がみられる場合又は基準超過土壤が確認された場合には、その場所を調査し、汚染が認められるときには、その汚染の原因に応じて汚染土壤の拡散防止の措置を講じるものとする。

特 定 有 害 物 質 の 使 用 、 排 出 等 の 状 況	工場・事業場等の名称		業種及び 主要製品	
	特定有害物質の種類、 使用目的、使用形態等			
	特定有害物質の使用状況	使用期間 ~		
	特定有害物質の排出状況			
	特定有害物質の 使用場所等	△別紙（ ）のとおり		
	地下施設の有無 及び概要			
	地表の高さの変更及び 地質に係る情報			
	土壤汚染対策法又は 条例に基づく 調査及び措置の履歴	昭和40年度(収受日・収受番号不明) 条例第116条に基づく調査 平成30年8月8日付30環改化四第95号 一定の規模以上の土地の形質の変 更届出書 平成30年8月8日付30環改化土第248号 土地利用の履歴等調査届出書		
	既往調査及び 措置に関する情報			
	その他特記事項（必要に応じ 図面等を添付すること。）			

- 備考 1 別紙が2枚以上となる場合は、それぞれに番号を付けること。  
2 この様式各欄に記入しきれないときは、図面、表等を利用すること。

## 土地利用の履歴等年表

年代	対象地の土地利用状況	対象地の土壌汚染の可能性	根拠資料
1917年 (大正6年)	対象地は月島の南側、隅田川の河口部の海域に位置する。	土壌汚染の可能性は考えにくい	■地形図…1917年(T6) 大日本帝国陸地測量部
1932年 (昭和7年)	対象地のうち、現在の晴海四丁目と晴海五丁目の一部が、埋め立てられている。道路と所々に一般建屋が見られる。	土壌汚染の可能性は考えにくい	■地形図…1932年(S7) 大日本帝国陸地測量部
1941年 (昭和16年) ～ 1945年 (昭和20年)	対象地及びその周辺は、第二次世界大戦中は、軍需物質の輸送基地が存在していた。	土壌汚染の可能性は考えにくい	■中央区史下巻
1944年 (昭和19年)	1932年(昭和7年)と同様で、対象地のうち、現在の晴海四丁目が、埋め立てられている。対象地の多くは、空地である。一部一般建屋が建っている。	土壌汚染の可能性は考えにくい	■空中写真…1944年(S19) 陸軍撮影
1956年 (昭和31年)	1944年と同様。	土壌汚染の可能性は考えにくい	■空中写真…1956年(S31) 米軍撮影
1963年 (昭和38年)	1932年(昭和7年)と同様で、対象地のうち、現在の晴海四丁目が、埋め立てられている。晴海四丁目には、物流倉庫(都営上屋、鈴江組倉庫KK、東洋埠頭、港湾局上屋)と東京都港湾局晴海船客待合の記載がある。対象地にPCB保管施設が存在したものの、適切に処理されていることから、土壌汚染の恐れはない。	土壌汚染の可能性は考えにくい	■住宅地図…1963年(S38) 人文社 ■PCB製品の使用状況報告書 ■PCBの保管及び処分状況等届出書
1965年 (昭和40年)	対象地は、現況と同様の形状に埋め立てられている。晴海四丁目の北東側には、給油所が存在したものの、改変地はその範囲を含まず、また、適切に処理されていることから、土壌汚染の恐れはない。	土壌汚染の可能性は考えにくい	■空中写真…1965年(S40) 国土地理院撮影 ■土壌汚染状況調査報告書
1969年 (昭和44年)	南部には、鉄道の引き込み線が見られ、独立建物(大)が多数建っている。	土壌汚染の可能性は考えにくい	■地形図…1969年(S44) 国土地理院
1973年 (昭和48年)	晴海四丁目には、東京都港湾運送事業協同組合晴海給油所、物流倉庫(鈴江組倉庫KK、東洋埠頭、港湾事務所)、野積場、駐車場、売店があり、南側は、鉄道引き込み線の記載がある。	土壌汚染の可能性は考えにくい	■住宅地図…1973年(S48) 日本住宅地図出版
1975年 (昭和50年)	対象地は、1965年(昭和40年)とほぼ同様である。晴海四丁目の北東側には、建屋が建っている。	土壌汚染の可能性は考えにくい	■空中写真…1975年(S50) 国土地理院撮影
1979年 (昭和54年)	晴海四丁目は、1973年(昭和48年)と同様である。	土壌汚染の可能性は考えにくい	■住宅地図…1979年(S54) 日本住宅地図出版
1984年 (昭和59年)	晴海四丁目は、給油所名が三菱石油東京都港湾運送事業協同組合晴海給油所になっており、(株)東京港湾福利厚生協会晴海休憩所が建った以外は、1979年と同様である。	土壌汚染の可能性は考えにくい	■住宅地図…1984年(S59) (株)ゼンリン
1991年 (平成3年)	晴海四丁目は、給油所名が東京都港湾運送事業協同組合晴海給油所になっている。倉庫については、鈴江組、天龍木材(株)、岩野物産、(株)十川ゴム製造所、(株)ジェイアイシー、久保梱包運輸(有)、東洋埠頭(株)東京支店産能大学総合資料センター、ナガセ物流(株)、加藤陸運(株)、新東企業(株)、東京港湾運送事業協同組合との記載がある。それ以外は、1984年と同様である。なお、倉庫内は貨物保管に利用されており、ゴム等の製造は行われていない。	土壌汚染の可能性は考えにくい	■住宅地図…1991年(H3) (株)ゼンリン ■倉庫敷地賃貸借等契約書 ■取扱貨物に関する統計調査報告書
1995年 (平成7年)	晴海四丁目は、給油所名が東京港湾運送事業協同組合コーナンフリート(株)晴海SSIになっている。倉庫については、鈴江組倉庫、天龍木材(株)、岩野物産、(株)十川ゴム製造所、(株)ジェイアイシー、久保梱包運輸(有)、東京洋紙協同組合、JRC東京第一センター、(株)アッシー、東洋埠頭(株)産能大学総合資料センター、ナガセ物流(株)、港湾局東京港管理事務所、新東企業(株)、東京港湾運送事業協同組合との記載がある。また、鉄道引き込み線がなくなった。	土壌汚染の可能性は考えにくい	■住宅地図…1995年(H7) (株)ゼンリン
2001年 (平成13年)	晴海四丁目の倉庫については、荷役機械置場、ソーコ、(株)東京港湾福利厚生協会晴海休憩所、久保梱包運輸(有)、岩野物産、(株)十川ゴム、(株)千商ワイン事業部、鈴江コーポレーション(株)、(株)ビッグベル、東洋埠頭(株)産能大学資料センター、幸田物流センター、ナガセ物流(株)、(株)JES、(株)ピコン、楠原運送(株)との記載がある。それ以外は、1995年(平成7年)と同様である。	土壌汚染の可能性は考えにくい	■住宅地図…2001年(H13) (株)ゼンリン
2006年 (平成18年)	晴海四丁目の給油所の記載はなくなった。倉庫については、(財)東京港湾福利厚生協会晴海休憩所、久保梱包運輸(有)、岩野物産、(株)十川ゴム、(株)千商ワイン事業部、鈴江コーポレーション(株)、(株)ビッグベル、(株)ジェイアイシー、(株)テレテック晴海事業所、東洋埠頭(株)産能大学資料センター、(株)JES、(株)ピコン、楠原運送(株)、東京港湾運送事業協同組合との記載がある。それ以外は、2001年(平成13年)と同様である。	土壌汚染の可能性は考えにくい	■住宅地図…2006年(H18) (株)ゼンリン
2014年 (平成26年)	晴海四丁目の倉庫については、(財)東京港湾福利厚生協会晴海休憩所、(株)テレテック、鈴江組倉庫(株)、久保梱包運輸(有)、岩野物産、(株)十川ゴム、(有)京浜梱包、東洋埠頭(株)、幸田(株)、ジービー共同物流、東新紙業(株)、東新急送(株)、楠原輸送(株)、新東企業(株)、(株)トーセン、岩淵商事(有)、東横商船(株)との記載がある。	土壌汚染の可能性は考えにくい	■住宅地図…2014年(H26) (株)ゼンリン
2018年 (平成30年)	晴海四丁目の倉庫については、記載がなくなっており、現在は道路用地又は既存倉庫及び更地である。	土壌汚染の可能性は考えにくい	■住宅地図…2018年(H30) (株)ゼンリン ■現地踏査写真
2021年 (令和3年)	対象地は、東京2020大会時に選手村ビレッジプラザとして利用された。	土壌汚染の可能性は考えにくい	■現地踏査写真
<b>【総評】</b> 対象地内において、有害物質の取扱事業場は存在していたものの、適切な処分及び保管等を行っていたため、土壌汚染の恐れはないと考えられる。なお、土地の改変において、外観、臭気等により土壌に異常がみられる場合には、適切な対応を講じるものとする。			